

反処分・反テロ裁判 会社の上告受理申立ては認められず！

**社会的に断罪された行為を
会社は真摯に反省せよ！**

10月12日、「反処分・反テロ裁判」で控訴審判決を不服とした会社が行っていた上告受理申立てについて、最高裁判所は「上告審として受理しない」との決定を下しました。

この裁判は、労働委員会命令の履行確認のために当時の本部・萩原委員長以下5名の組合員が東京第二運輸所総務科を訪れたことについて、会社が処分したことは正当か否か、また、東二運の掲示で「テロリスト的な行為」と表現したことは名誉毀損に当たるか否かが争われ、5名が損害賠償請求を訴えていた裁判です。一審は、処分撤回と組合に対する名誉毀損は認められませんでした。5名の行動を「テロリスト的な行為」と表現したことは名誉毀損に当たると判断され、会社に対し、損害賠償として1人あたり33万円の支払いを命じました。組合・会社双方が控訴しましたが、判決は変わらず、会社は上告受理申立てを行っていました。最高裁判所の不受理決定で、会社が不法行為を行ったことが社会的にも認定されたのです。

この間、労働委員会からいくつもの不当労働行為救済命令が出され、それが司法の場においても確定しています。この事件もすでに賠償金は支払われていますが「金を払えば良い」というものではありません。最近では、またもや一方的に組合掲示を撤去したり、掲示の内容に介入する事態が発生しています。裁判所の決定を愚弄する行為です。

会社は、社会的に断罪されたいくつもの行為を真摯に反省するべきです。

会社の不法性を最高裁も認定！
「テロリスト的な行為」の表現は
名誉毀損！